

指定避難所福祉エリア・ 協定福祉避難所のご案内

災害時、避難所での
生活に不安がある
要配慮者に



要配慮者の避難の流れ

大規模災害が発生したときやその恐れがあるとき



① 自宅での生活が難しい場合や、安全な場所に住んでいる親戚宅等への避難が難しい場合、指定避難所へ避難



各地区の小中学校、コミュニティセンター等
が指定避難所になっています。



② 必要に応じ、指定避難所内の福祉エリアへ

避難所内

一般避難エリア



福祉エリア



- ・一定の配慮がなされた福祉エリアでは、必要に応じ、健康相談や応急的な介護支援などを受けることができます。
- ・福祉エリアへの移動を希望される場合は、避難所の運営者（高松市職員、コミュニティセンター職員など）に、ご相談ください。

- 福祉エリアとは、指定避難所内に用意される一定の配慮がなされたエリアのことです。
例えば、体育館内の間仕切りされた場所やコミュニティセンターの畳の間などがあります。
※福祉エリアの収容人数には限りがありますので、状況に応じ、優先順位の高い方からご利用いただくことがあります。



③ 福祉エリアでの生活が困難な場合、協定福祉避難所へ



- ・福祉エリアでも生活に支障を来す場合、高松市が、協定を結んでいる社会福祉施設等に施設の被災状況や受入体制などを確認の上、福祉避難所としての開設を要請し、要配慮者の受入れをお願いします。



Q&A

Q.指定避難所福祉エリアへ避難できる人の条件は？

A.高齢者や障がい者など「避難行動要支援者名簿」の登録対象者と、妊産婦、乳幼児、病弱者、また外国人等、災害発生時に特別の配慮を必要とする方と
そのご家族となります。



Q.なぜ直接、協定福祉避難所に避難できないの？

A.協定福祉避難所の建物の被災状況や、入所者、スタッフの安全確認をしてからでないと、要配慮者の受入準備ができないためです。

Q.酸素療法や透析を受けていても協定福祉避難所に避難できる？

A.専門的な医学ケアが必要な方の場合、協定福祉避難所でも受入れが不可能な場合があります。日頃から、かかりつけの医療機関等と災害時の避難についてご相談いただければと思います。

Q.家の近くの指定避難所や、協定福祉避難所が知りたい！

A.高松市の公式ホームページに、指定避難所や協定福祉避難所の一覧を掲載しています。詳細については、下記のホームページでご確認ください。また、指定避難所の情報は、各地区のコミュニティセンター、総合センター、支所にある「たかまつ防災マップ」にも掲載しておりますので、ぜひご一読ください。

詳しくはこちらの
ホームページで！



高松市 福祉避難所



お問合せ先

高松市 地域共生社会推進課

TEL 087-839-2372 FAX 087-839-2375